

子ども生活部経営方針（令和２年度）

（６月１日時点）

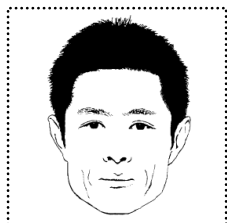
子ども生活部長

丸田 繁樹

◆部長職からひとこと

子ども生活部長

丸田 繁樹



「調布市子ども条例」の前文には，“子どもは，調布の「宝」，「未来への希望」とあります。

子ども生活部では，本条例の基本理念を踏まえて策定した「第２期 調布っ子すこやかプラン」に掲げる３つの基本目標の実現に向け，部内の全職員が一致団結し，家庭，学校等，地域，事業主と連携を図りながら，子ども・子育て支援施策を総合的に推進して参ります。

また，子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止の徹底を最優先に新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで参ります。

◆職員数

正規職員 265人（うち管理職 10人） 再任用職員 9人

◆予算（当初）

一般会計	歳入	138億2803万3000円	歳出	213億6125万7000円 (職員人件費を除く)
------	----	----------------	----	------------------------------

◆予算（第1号補正）

一般会計	歳入	980万円	歳出	980万円 (職員人件費を除く)
------	----	-------	----	---------------------

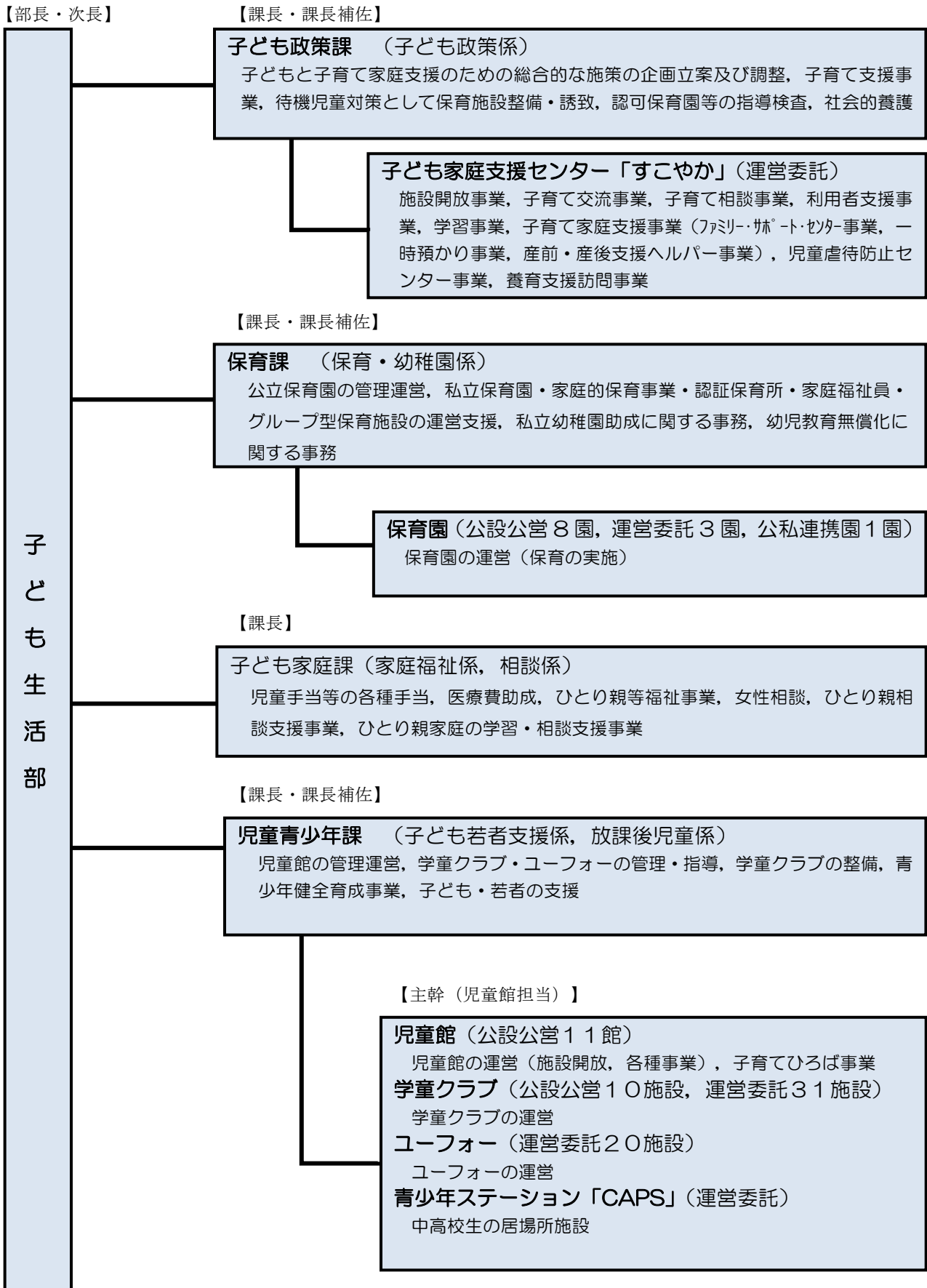
◆予算（第2号補正）

一般会計	歳入	4億4970万円	歳出	4億4970万円 (職員人件費を除く)
------	----	----------	----	------------------------



調布市子育て応援シンボルマーク

◆組織体系図



◆子ども生活部の現状と課題

<現状と課題>

・保育園待機児童対策

待機児童対策については、市の最重要課題の一つと捉え取組を進めています。この18年間で、認可保育園43園、認証保育所12園などの誘致・開設を行い、約4000人の定員拡大を図ってきました。

しかしながら、人口の増加や共働き家庭の増加などによる保育ニーズの高まりにより、保育園入園申込者数は、この18年間で倍増しており、待機児童数は近年増加傾向となっています。

令和元年度は認可保育園1園の開設及び小規模保育施設1箇所の認可保育園への移行により、合計103人の定員拡大を図るとともに、年度限定型保育事業を実施しました。この結果、令和2年4月の待機児童数は149人となりましたが、引き続き、ハードとソフトの両面から待機児童対策を進めていく必要があります。

・公立保育園における民間活力の活用

公設民営保育園については、昨年度定めた「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設民営保育園】」に沿って、今年度から1園を公私連携型保育所へ移行し、残る3園についても、令和4年度までに計画的に公私連携型保育所に移行する予定で、公設公営保育園についても、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供に向けて、より効率的な運営や施設管理を行うため、民間活力の活用を検討し、取り組んでいく必要があります。

・業務効率化に向けたアウトソーシングの実施

事務の複雑化及び業務量が増加する中、質の高い市民サービスの提供を維持するため、業務の効率化が求められており、その改善策として、令和元年度から、保育課及び児童青少年課の15業務（保育課9業務、児童青少年課6業務）についてのアウトソーシングを開始しました。

今後も、限られた経営資源の中、質の高い市民サービスの持続的な提供や、事務の効率化を図るため、民間活力の活用を図る必要があります。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

子育てへの不安や困難を抱えた家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたる支援について、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や寄り添った相談支援を行うことにより、不安を和らげる必要があります。

子育てに対する不安が児童虐待につながるケースもあることから、「ゆりかご調布」などにより、妊娠早期からの寄り添った支援につなげることが必要です。

・保育施設の質の確保

子ども・子育て支援法に基づき、各種法令等の遵守状況の確認、並びに同法に基づく施設型給付費等の支給等に関する業務が適正かつ円滑に行われているかチェックするため、認可保育園と地域型保育事業に対して指導検査を実施しています。

保育の質の確保の観点からも、引き続き東京都や関係部署とも連携しながら、保育施設に対して検査を行い、良質な保育の提供を進めていく必要があります。

・児童虐待への対応

子育ての負担感、不安感の増大等を背景に、虐待に関する相談は増加しています。このため、児童相談所、警察署、医師会、庁内関係部署等の関係機関や地域との連携を深め、迅速かつ適切な対応が求められています。また、児童虐待防止センターの運営方法について検討を進めます。

・子ども・若者基金の活用

子育て支援活動の助成や経済的な支援を必要とする子どもたちへの支援、多胎児世帯への経済的な支援等を含む、計6つの事業を実施しています。基金のさらなる有効活用のため、子ども条例の理念や寄附者の意向に沿った活用方策を引き続き検討していきます。

・児童養護施設退所者等の自立に向けた支援の実施

児童養護施設退所者等は、家賃や学費などの経済的問題や孤独などの精神的問題に直面することが多く、退所後の生活を円滑に送ることが困難な状況となっています。このため、行政等による公的な支援が求められています。

・ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施

学習支援利用希望者の増加に伴い、平成29年度に25人から30人へ受入れ枠を拡大しました。大学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、ボランティアの確保とともにそのスキルアップやリーダーの育成も課題となっています。また、大学生だけでなく、社会人も含めた学習ボランティアの確保についても検討していく必要があります。

・ひとり親家庭の貧困対策

「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書（平成28年度）」によると、ひとり親世帯の生活困窮層や、母子家庭の母の無職の割合が、いずれも約2割にのぼるという結果が出ています。また賃金の低さや非正規雇用の形態での就労であることを理由とした転職希望が就労支援のニーズの多くを占めています。一定年齢以上や就労経験の少ないひとり親の就労は厳しい状況にあり、職業訓練や資格取得をはじめ、丁寧できめ細かな就労支援が必須であり、さらなる支援の充実に努める必要があります。

・学童クラブの入会保留児童対策

近年の就学前児童数の増加や、学童クラブニーズの高まりを踏まえると、今後も、学童クラブの申請者数の増加傾向は継続すると見込んでいます。引き続き、計画的な学童クラブ施設の整備を進めるとともに、今後の学童クラブ需要数の推測から必要な定員数の確保方を講じる必要があります。また、児童や保護者のニーズを把握し、学童クラブ事業とユーフォー事業の一体的な運営を推進する中で、総合的な放課後対策を講じる必要があります。

・既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブの運営

令和2年4月に開設した「ゆずのき学童クラブ」では、障害児を対象に2台体制で車両送迎を開始しました。今後、年度途中における入会者の送迎についても、柔軟に対応できる体制を構築する必要があります。

・児童館の在り方、運営形態に関する検討

行革プラン2019に基づき、「調布市公共施設等総合管理計画」の基本方針に添った、「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」を策定しました。令和2年度には、深大寺児童館学童クラブを先行委託し、令和3年4月に深大寺児童館を地域型児童館として民間事業者へ委託します。併せて、調布市独自の児童館ガイドラインの作成や児童館機能の整理をする必要があります。

・子ども・若者への支援

障害に起因した生きづらさ、子ども期の貧困や児童虐待、いじめやニート、ひきこもりなどの問題を複合的に抱えているケース等社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者が増加しています。平成27年度から開始した子ども・若者総合支援事業「ここあ」や、平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」における取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関のほか、市内の子ども・若者を対象として活動しているNPO法人等とのより一層の協力関係を構築する必要があります。

◆子ども生活部経営方針

<基本目標>

子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

<基本方針>

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

- 子ども家庭支援センターの運営 (☞子ども政策課)
- 児童虐待防止センター事業の実施 (☞子ども政策課)
- ベビーシッター利用料助成等 (☞子ども政策課)
- 子ども家庭支援センターすこやかにおける相談・支援事業の実施 (☞子ども政策課)
- 養育支援訪問事業の実施 (☞子ども政策課)
- 多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給事業の実施 (☞子ども政策課)
- 保育コンサルジュによる相談体制の充実 (☞保育課)
- 病児・病後児保育事業 (☞保育課)
- 義務教育就学児医療費助成における保護者負担軽減 (☞子ども家庭課)
- 子育てワンストップサービス(マイナンバー制度における電子申請)事業の実施(☞子ども家庭課)
- 児童館子育てひろば事業の充実 (☞児童青少年課)
- 児童館子育てひろばにおける助産師相談事業 (☞児童青少年課)

2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

- ステップアップホーム事業の実施 (☞子ども政策課)
- 子ども・若者基金を活用した事業の実施 (☞子ども政策課, 子ども家庭課, 児童青少年課)
- 子ども・若者総合支援事業の実施 (☞子ども家庭課, 児童青少年課)
- 子ども・若者支援地域協議会の運営 (☞児童青少年課)
- 子どもの居場所事業への助成(☞児童青少年課)

3 多様な保育ニーズへの対応強化

- 待機児童対策の推進
 - ・認可保育園の開設誘致 (☞子ども政策課)
 - ・年度限定型保育事業の実施 (☞子ども政策課)
 - ・認可外保育施設への運営支援 (☞保育課)
 - ・保育士人材確保事業 (☞保育課)
 - ・保育従事職員宿舍借上げ支援事業 (☞保育課)
 - ・保育コンサルジュによる相談体制の充実(☞保育課)
 - ・ICT導入による業務効率化の支援 (☞保育課)
- 保育の質の確保のための、認可保育園・地域型保育事業に対する指導検査の実施(☞子ども政策課)
- 多様な保育ニーズに対応した企業主導型保育事業の側面支援 (☞子ども政策課)
- 認証保育所等保育料助成の拡充の継続 (☞保育課)
- 認可保育園における使用済みおむつの市による一括収集・処分の実施 (☞保育課)
- 幼稚園における預かり体制の充実 (☞保育課)
- 幼稚園における幼児教育無償化に伴う事務補助の実施 (☞保育課)
- 放課後対策事業の充実
 - ・学童クラブ施設の整備 (☞児童青少年課)
 - ・学童クラブとユーフォーの連携した運営 (☞児童青少年課)

◆子ども生活部の横断的連携による施策の推進

・令和元年台風第19号への対応を踏まえた災害対応

保育園の休園や学童クラブ・ユーフォーの閉館等の対応については、他自治体や各保育園等と連携しながら、統一的な基準の作成や集約的に保育できる環境の整備等について検討する必要があります。

・東京2020大会の開催延期に伴う対応（パラハートちょうふ関連を含む）

機運醸成を図るため、引き続きタグラグビーやボルダリング等の東京2020大会競技種目に関連した事業を児童館及びユーフォーで実施するほか、子どもたちがスポーツや芸術・文化に触れる機会を多く創出できるよう関係機関・団体と連携を図りながら検討します。

・新型コロナウイルス感染症対策に関する対応

子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止徹底を最優先課題と位置づけ対応しています。

保育園については、緊急事態宣言の発令に伴い、4月14日から5月31日までを臨時休園としました。学童クラブ・ユーフォーについては、春休み期間中は通常通り学校休業日の対応、その後の学校臨時休校期間については、小学校で実施している教室開放終了後からの開設としましたが、緊急事態宣言の発令に伴い、4月14日から5月31日までを臨時休止としました。これに伴い、保育料及び育成料の減額を実施します。

ただし、保育園及び学童クラブにおいては、社会機能を維持するために就業の継続が必要な方や家庭での保育・育成が特に困難な方等については、それぞれの機関で特例措置を実施しました。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出自粛を余儀なくされている中、調布の子どもたちの健やかな成長と学習を応援するとともに、子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、市内飲食店等でのテイクアウトの購入や市内書店での書籍などの購入に利用できる商品券を配布する事業（調布っ子応援プロジェクト）を実施します。

また、政府の緊急経済対策の一つである、子育て世帯への臨時特別給付金について、子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）給付世帯への適切な支給を実施します。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

妊娠期の支援として、平成28年度から福祉健康部と子ども家庭支援センターすこやかで連携して実施している「ゆりかご調布」について、一人でも多くの妊婦への支援が可能となるよう、平成29年度からは第2土曜日、平成30年度からは日曜日（月1回）も窓口を開設しています。引き続き、就労している妊婦にも利用しやすい環境を整えます。

産後の育児不安などによる産後うつなどを予防するため、福祉健康部と連携し、産前・産後に必要な支援について検討していきます。

妊娠期から子育て期にわたる事業を、福祉健康部と連携し、月齢を基準にした支援メニューについて1冊にまとめることで、一連の支援事業を把握しやすくするとともに、事業の利用につなげ、子育て家庭の支援を図ります。

・子ども・若者への支援

子ども・若者に対して、相談・居場所・学習支援事業を一体的に行う子ども・若者総合支援事業「ここあ」を継続します。

また、子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者総合相談センター」として位置付けている「ここあ」の相談窓口の更なる周知を図るとともに、同法に基づき昨年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」の取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関、市内NPO法人などの構成機関のより一層の連携により、抽出された課題に取り組みます。

・児童虐待防止の推進

児童虐待の問題は、市の様々な事業の中で判明することが多いことから、子ども家庭支援セ

ンターすこやかに設置している児童虐待防止センターを中心に、子ども生活部各課をはじめとして、福祉健康部、教育部、生活文化スポーツ部等と連携し情報の共有を図る必要があります。

◆各課の基本的な目標・方針等

子ども政策課

<目標>

- ・多様な就労形態に的確に対応できるよう保育サービスの充実を図り、保護者が安心して就労できるよう支援していきます。また、効果的な施設整備に取り組み、引き続き、ハードとソフトの両面から、待機児童対策を講じます。
- ・子どもと子育てに関する各種支援・相談事業を展開することで、保護者が安全で安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます。
- ・保護を要する児童等の支援において、関係機関や地域との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を図ります。

<方針>

・待機児童対策の推進

令和3年度の開設に向けて、認可保育園3園の新規開設と、認証保育所2箇所への認可保育園への移行を進めます。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

健康推進課と連携して子ども家庭支援センターすこやかで行っている「ゆりかご調布」について、就労している妊婦も利用しやすくなるよう、平日とあわせ日曜日の一部にも窓口を開設しています。

出産育児に関する相談や子育て支援メニューの紹介を行い、特に支援が必要な妊婦については、支援事業の利用や関係機関につなげるなど、早期の支援に努めます。

また、妊娠期から子育て期にわたる支援メニューを1冊にまとめた冊子「子育てガイド」を発行し、妊娠・子育てに関する支援の情報提供に努めます。

・指導検査の実施

保育の質の確保のため、東京都及び関係部署と連携しながら、市内全ての認可保育園と地域型保育事業に対して指導検査を実施していきます。

・要保護児童等の適切な対応

日頃から、児童虐待の防止について普及啓発を行い、児童相談所、警察署、医師会、歯科医師会などの関係機関との情報共有の徹底を図り、被虐待の疑いのある児童の早期把握と早期対応に努め、子どもの命と健康を守ります。

また、虐待防止センターの相談体制の強化と安定的な運営を図ります。

・子ども・若者基金の活用

子どもが夢と希望を持って健やかに成長し、若者が個性豊かにいきいきと活躍することに寄与する事業として、地域の子育て支援活動への助成、児童養護施設退所者等への学校生活の支援、芸術・文化、スポーツ活動への支援、多胎児家庭への育児用品等購入支援を実施します。

・児童養護施設退所者等の自立に向けた支援

児童養護施設等を退所した若者が、その後の生活を円滑に送るための経済的・精神的基盤を築くための支援として、「ステップアップホーム事業」を引き続き実施し、居住の場の確保支援と相談支援を行います。

・養育支援訪問事業の実施

児童虐待の未然防止のため、支援が必要な子育て家庭に対して、ヘルパーや相談員を派遣し、相談支援や家事援助、育児支援を実施します。

・新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出自粛を余儀なくされている中、調布の子どもたちの健やかな成長と学習を応援するとともに、子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、市内飲食店等でのテイクアウトの購入や市内書店での書籍などの購入に利用できる商品券を配布する事業（調布っ子応援プロジェクト）を実施します。

保育課

<目標>

- ・未就学児童の安定的な生活環境の確保を図り、保育園や幼稚園での保育を通じて、乳幼児期の健やかな成長を支援します。
- ・多様な就労形態に対応できるよう保育サービスの充実を図り、保護者が安心して就労できるよう支援します。
- ・幼児教育無償化に係る事務を安定的に進めるとともに、関係団体と協議しながら、各種課題の解決に取り組みます。
- ・保育園の運営における、新型コロナウイルス感染症においては、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先課題と位置づけ、国や東京都の補助を活用するなど、継続的に各種対策を講じます。

<方針>

・保育施策の充実

社会情勢を見極めながら、市民ニーズの的確な把握に努め、保育施策の充実を図ります。また、国及び東京都の保育施策に係る制度改正や、新たな補助制度等の情報収集に努め、市の保育施策に反映させていきます。

・業務効率化に向けたアウトソーシングの実施

令和元年度から、保育課及び児童青少年課の15業務（保育課9業務、児童青少年課6業務）についてのアウトソーシングを開始しました。今年度は、幼児教育無償化に係る1業務を加え、更なる業務効率化を図ります。

・保育コンシェルジュによる相談体制の充実

平成29年度から保育課窓口配置している保育コンシェルジュによる相談業務は、昨年度まで業務委託で実施していましたが、令和2年度から会計年度任用職員に変更し、安定的・継続的な人人体制を維持することで、窓口相談体制の更なる充実を図ります。

・保育人材の確保と質の向上

保育人材の確保に向け、民間事業者と連携を図りながら、就職相談会の開催や宿舍借上げ支援事業の拡充など各施策を推進します。また、保育の質を向上させる取組として、引き続き、専門性を高める研修等を実施して参ります。なお、今年度も新規開設園があることから、保育アドバイザーの巡回による運営に係る相談・支援を継続して実施します。

・認証保育所等保育料助成事業の拡充の継続

認証保育所等の認可外保育施設に児童を通わせている保護者に対する保育料助成の拡充を継続し、経済的支援を行います。

・幼稚園における預かり体制の充実

幼稚園における預かり体制の充実を図るため、幼稚園型一時預かり事業（教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園において預かりを実施）を行う市内私立幼稚園に対する補助を継続するほか、幼児教育無償化に伴い増加した事務に対する補助を新たに実施します。併せて、保護者に対する給付方法について、調布私立幼稚園協会と協議していきます。

・公立保育園における保育サービスの向上

公立保育園の保育サービスを向上させるため、研修等による人材育成に努め、職員の資質向上を図ります。

・認可保育園における使用済みおむつの市による一括収集・処分の実施

今年度から、市が認可保育園で発生した使用済み紙おむつの収集・処分を実施し、保護者及

び保育者の負担軽減，衛生面の向上を図ります。

・食物アレルギー対応の推進

市内全子ども施設における食物アレルギー事故の防止のため，平成30年1月から運用している調布市食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応の確実な遂行を，引き続き徹底するとともに，マニュアルの記載内容の改訂に向けた検討を進めていきます。

・新型コロナウイルス感染症への対応

保育園において，子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組みます。また，新型コロナウイルス感染症に起因する保育料等の減額や保育施設への支援を適切に実施します。

子ども家庭課

<目標>

- ・子育て家庭の不安，負担感を軽減し，生活の安定を図るために，児童手当をはじめとした各種手当・給付金の支給や医療費助成による経済的支援を行います。
- ・ひとり親家庭の自立を支援するため，就労支援の充実やひとり親家庭の学習・相談の支援を行います。また，保護を要する母子等の緊急支援についても関係機関や地域との連携を強化し適切な対応を図ります。

<方針>

・各種手当・助成制度の適正執行

乳幼児・義務教育就学児などへの医療費助成や児童手当を支給することにより，子どもの健康の保持と子育て家庭の経済的支援を行います。

義務教育就学児医療費助成については，住民税非課税世帯を対象とした自己負担額（通院1回につき200円）の無料化や小学校1年生から小学校6年生までの児童に係る保護者の所得制限の撤廃など市独自の制度の拡充を引き続き実施します。

ひとり親家庭や障害児を養育している家庭の生活安定確保のために手当を支給します。

・要保護児童，母子家庭等の支援の適切な対応

保護を要する母子等の相談及び支援において，男女共同参画推進課等の庁内関係部署及び児童相談所等外部の関係機関との連携を深め，適切な対応を図ります。

ひとり親家庭の自立に向けた支援について，ハローワークなど関係機関との連携を強化し，効果的な就労支援の推進に努めます。

・ひとり親家庭の貧困対策の充実

子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し，ひとり親家庭の子どもや親に対して，相談支援や学習支援を行うとともに関係機関や地域との連携を強化し，ひとり親家庭全体の課題解決を図るため，子ども・若者総合支援事業の充実を図ります。

ひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもを対象に，ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。また，ひとり親家庭の学び直しと，試験合格を目指すひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに，子ども・若者総合支援事業の利用を促し，試験合格を目指すための学習支援や家庭全体の課題を把握し，適切な支援を行うための相談支援を行います。

子ども・若者基金を活用した事業のひとつとして平成30年度に創設したひとり親家庭等通信制高校学費支援金事業を引き続き実施し，ひとり親家庭の20歳未満の子どもが通信制高校で学びながらサポート校を利用する場合において，その学費の一部を支給し，経済的負担の軽減を図ります。

・子育てワンストップサービス（マイナンバー制度における電子申請手続）の実施

子育て世帯の負担軽減や利便性向上を図るため，国が運用しているマイナポータルにおける

びったりサービスを活用し、児童手当関連手続きの電子申請を実施します。

・新型コロナウイルス感染症への対応

政府の緊急経済対策の一つである、子育て世帯への臨時特別給付金について、子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）給付世帯への適切な支給を実施します。

児童青少年課

<目標>

- ・地域に住む子どもや大人の誰もが気軽に自由に集うことができ、遊びの価値を発信し、切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館運営を目指します。
- ・すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を推進します。また、計画的な学童クラブの整備、入会保留時対策とユーフォー事業の更なる活用と連携による一体的な運営を継続します。
- ・青少年の健全育成に係る総合的な調整を図りながら家庭、学校、地域や関係機関等と連携・協力したすべての子ども・若者の健やかな成長、自立を支援するとともに、青少年の健全育成のための諸施策の推進をします。

<方針>

・児童館及び子育てひろば運営の継続・発展

児童館事業では、各種事業、グループ活動、集団遊び等を通じて、子どもの自主性、創造性、協調性の向上を図り、子どもの健やかな成長を支援します。また、子育てひろば事業では、専門の相談員や月1回の助産師による相談事業を継続します。専任の事務補助員を順次配置するとともに、地域に根ざした子育て支援の身近な拠点として、健康推進課や子ども家庭支援センターすこやか等と連携した更なる事業の充実を検討します。

・学童クラブの入会保留児童対策

後期基本計画に位置付けた3箇所の施設整備を着実に進めます。また、児童や保護者のニーズを把握し、学童クラブ事業とユーフォー事業の一体的な運営や教育委員会との連携を図る中で、総合的な放課後対策を検討します。

・児童館の在り方、運営形態に関する検討

行革プラン2019に基づく民間活力の活用により、令和2年度には、深大寺児童館学童クラブを先行委託し、翌年度に深大寺児童館を委託します。併せて、調布市独自の児童館ガイドラインの作成や児童館機能の整理を行います。

・オリンピック・パラリンピック意識啓発事業東京2020大会の開催延期に伴う対応

東京2020大会の開催に向けて、機運醸成を図るため、タグラグビーやボルダリング等の東京2020大会競技種目に関連した事業を児童館及びユーフォーで実施するほか、子どもたちがスポーツや芸術・文化に触れる機会をより多く創出できるよう関係機関・団体と連携を図りながら検討します。

・社会全体で支えるための環境整備

青少年問題協議会、青少年補導連絡会、健全育成推進地区代表者連絡協議会等の会議を通じて、青少年の健全育成を図ります。

・困難を抱える子ども・若者への支援

困難を抱える子ども・若者に対して、相談・居場所・学習支援事業を一体的に行う子ども・若者総合支援事業「ここあ」を継続します。また、子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者総合相談センター」として位置付けている「ここあ」及び同法に基づき平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」の取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関、市内NPO法人などの構成機関のより一層の協力関係を構築します。

・食物アレルギー対応の推進

市内全子ども施設における食物アレルギー事故の防止のため、平成30年1月から運用している調布市食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応の確実な遂行を、引き続き徹底する

とともに、マニュアルの記載内容の改訂に向けた検討を進めていきます。

・新型コロナウイルス感染症への対応

児童館事業、学童クラブ事業及びユーフォー事業については、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症に起因する育成料等の減額や、日々状況が変化する中、児童・保護者に寄り添った丁寧な対応を図ります。

◆主要な事務事業と到達目標

事業の名称と概要	年度末到達目標
<p>1 待機児童対策の推進（子ども政策課）</p> <p>事業予算：11億7460万3000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>令和2年4月の待機児童数は149人であり、効果的な施設誘致・整備を行い、ハードとソフトの両面から、待機児童対策に取り組みます。</p> <p>また、新規開設園等の空きスペースを活用した年度限定型保育事業を実施し、待機児童が多い1・2歳児を受け入れます。</p> <p>【整備予定数（全体で300人規模の定員拡大）】</p> <ul style="list-style-type: none">・認可保育園3園・認証保育所の認可保育園への移行2箇所	<ul style="list-style-type: none">・認可保育園誘致・整備数3園・認証保育所認可化移行2箇所・年度限定型保育事業7園
<p>2 児童虐待防止センター事業の推進（子ども政策課）</p> <p>事業予算：3586万円8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>子ども家庭支援センターすこやか内の児童虐待防止センターにおいて、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止や子どもの見守り等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>	
<p>3 調布っ子応援プロジェクト（子ども政策課）</p> <p>事業予算：1億7000万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出自粛や「3つの密」を避ける生活を余儀なくされている中、調布の子どもたちの健やかな成長と学習を応援するとともに、子育て家庭の負担軽減、市内事業者への支援につなげるため、商工会・商店会等との連携により、市独自の事業を実施します。</p> <p>【対象者】 中学3年生以下全員及び児童育成手当の対象となる高校生</p> <p>【支援額（児童・生徒1人につき）】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童育成手当・就学援助・生活保護の対象となる中学3年生以下及び児童育成手当の対象となる高校生：1万円・上記以外の中学3年生以下：5000円 <p>【支援内容】</p> <p>商品券の郵送配付（1枚当たりの額面500円※釣銭非対応）</p> <p>【商品券利用対象】</p> <p>市内飲食店等でのテイクアウトの購入及び市内書店での書籍などの購入</p>	<p>対象者数（令和2年4月末見込）</p> <p>約2万世帯（約3万850人）</p>

<p>4 利用者負担額（保育料）収納率向上への取組（保育課）</p> <p>歳入予算：6億3130万1000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>認可保育園の保育料の滞納を無くすため、滞納整理事務を強化し、催告書の発送とともに、自宅や職場への電話催告の回数を増やすことで、収納率の向上を図りました。</p> <p>令和2年度も、利用者負担の公正性や公平性の観点から、特に、現年度分の徴収について、計画的かつ集中的に収納業務を行います。また、保育料の口座振替者数を増やすため、口座未登録者に対し電話等で口座登録を依頼します。</p>	<p>【現年度分収納率】</p> <p>99.68%</p> <p>【滞納繰越分収納率】</p> <p>19.93%</p>
<p>5 乳幼児・義務教育就学児医療費助成事業（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：9億9597万円<基本計画事業 行革P その他></p> <p>乳幼児及び義務教育就学児を養育している方に対し、乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児及び義務教育就学児の健康の保持と健やかな育成や子育て家庭の経済的支援を行います。</p> <p>【助成対象者】</p> <p>市内に住所を有し、国民健康保険又は社会保険に加入している児童を養育している者</p> <p>【利用者負担額】 ※保険診療外の医療費については、助成対象外</p> <p>乳幼児 無料</p> <p>義務教育就学児 市民税非課税世帯 無料</p> <p>上記世帯以外 通院1回につき上限200円</p> <p>入院、調剤は無料</p> <p>【所得制限】（所得制限額は児童手当制度準拠）</p> <p>乳幼児医療費助成 なし</p> <p>義務教育就学児 小学校1年生から小学校6年生まで なし</p> <p>中学校1年生から中学校3年生まで あり</p>	<p>乳幼児医療費助成 （令和2年度末見込） 対象児童数 1万4651人</p> <p>義務教育就学児医療費助成 （令和2年度末見込） 対象児童数 1万5054人</p>
<p>6 児童手当支給事業（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：34億2807万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促すよう子育て家庭へ、円滑かつ確実に支給することにより経済的支援を行います。</p> <p>【支給額（児童1人につき月額）】</p> <p>3歳未満：1万5000円</p> <p>3歳から小学校修了前：第1子、第2子1万円／第3子以降：1万5000円</p> <p>中学生：1万円 所得制限超過者：5000円</p> <p>【対象世帯】0歳から中学校修了までの児童を養育している世帯</p> <p>【支給月】6月、10月、2月</p>	<p>（令和2年度末見込）</p> <p>支給対象児童数 約2万8700人</p>

<p>7 子育て世帯臨時特別給付金支給事業（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：2億4670万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の影響を大きく受けている児童手当受給世帯に対し、経済的支援を行います。</p> <p>【支給額（児童1人につき）】</p> <p>1万円</p> <p>【対象世帯】0歳から中学校修了までの児童を養育している世帯（基準日：令和2年3月31日）</p> <p>【支給予定】6月下旬</p>	<p>支給対象児童数 約2万4670人</p>
<p>8 ひとり親家庭の学習・相談支援事業（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：2742万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>子どもの貧困対策として、子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し、ひとり親家庭の子どもやその親に対して、学習支援や相談支援を行います。</p>	<p>（令和2年度末見込）</p> <p>学習支援対象児童数 登録75人</p>
<p>9 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：55万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ひとり親家庭の親及びその20歳未満の子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において民間事業者等が実施する対策講座の受講費用等を助成（上限15万）国庫補助3/4。子ども・若者基金と連動し、学習に取り組む間の経済的な支援を行います。（上限40万）</p>	<p>（令和2年度末見込）</p> <p>対象者数：1人</p>
<p>10 ひとり親家庭通信制高校学費支援事業（子ども家庭課）</p> <p>事業予算：162万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ひとり親家庭の20歳未満の子どもが通信制高校で学びながらサポート校を利用する場合において、その学費の一部（月額上限2万7000円）を支給します。</p>	<p>（令和2年度末見込）</p> <p>対象者数：5人</p>
<p>11 児童館における民間活力の活用（児童青少年課）</p> <p>事業予算：0円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>行革プラン2019に基づき、今後の児童館の在り方や運営に関する方針に基づく民間活力の活用による取組の検討・実施準備を行います。</p>	
<p>12 子育てひろば事業の実施（児童青少年課）</p> <p>事業予算：4122万4000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>子育てひろば事業では、専任の事務補助員を配置したことより、さらに充実した地域に根付いた子育て支援の身近な拠点として、健康推進課や子ども家庭支援センターすこやか等と連携した更なる事業の充実を検討します。</p>	
<p>13 学童クラブ運営の充実（児童青少年課）</p> <p>事業予算：11億9789万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切な運営を行うとともに、引き続き、ユーフォーとの連携を図ります。</p>	

<p>14 学童クラブ施設の整備（児童青少年課）</p> <p>事業予算：1464万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>今後の学童クラブ需要数の推計により後期基本計画に掲げた3箇所の整備に向け、候補地の選定及び準備を進めます。また、しもふだ学童クラブについては、令和2年度中の移転先（はづき学童クラブ）開設に向け準備を進めます。</p>	
<p>15 子ども・若者の支援（児童青少年課）</p> <p>事業予算：2024万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者を対象に自立に向けた支援を行うため、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を社会福祉協議会に委託し、相談による支援や、子ども・若者の居場所の提供による支援を行います。また、市内において居場所を提供する団体への補助を行うとともに、平成29年度に設置した子ども・若者支援地域協議会において、各構成機関・団体のより一層の協力関係を構築し、支援の充実を図ります。</p>	
<p>16 ユーフォー（放課後子供教室事業）の実施（児童青少年課）</p> <p>事業予算：2億5192万4000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>平成27年度から、全ユーフォーの事業運営を民間事業者へ委託しており、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」及び「調布市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、学童クラブとの連携や行事の充実を図ります。また、令和2年度から新たに導入した入退室管理システムの円滑な運用を行います。</p>	

◆子ども生活部経営の前年度（令和元年度）振り返り

・第2期調布っ子すこやかプランの策定

現行の「調布っ子すこやかプラン」が令和元年度をもって計画期間を終了することから、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定しました。

この計画は、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画等を包含しており、子ども・子育てに関する総合的な計画として内容の充実を図りました。

・保育園待機児童対策

平成31年4月の待機児童数は182人という状況で、引き続き最優先に取り組むべき課題の1つであったことから、令和元年度は認可保育園1園、小規模保育施設の認可化1箇所の整備により合計103人の定員拡大を行いました。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

妊娠期における支援の一つとして、子ども家庭支援センターすこやかにおいて、健康推進課と連携を図りながら、ゆりかご調布事業を実施しています。平日、第2土曜日、月1回日曜日に専門職が一人ひとりの妊婦と面接し、出産・育児に対する相談に応じています。

・指導検査の実施

公立保育園を含む全ての認可保育園（66園）と地域型保育事業（2箇所）へ訪問し指導検査を実施しました。

そのうち、東京都と6園、社会福祉法人所管部署と4園の合同検査を実施しました。

・公立保育園のあり方に関する検討

令和元年11月に「公立保育園における民間活力の活用に関する方針（公設民営保育園）」を策定し、令和2年4月に深大寺保育園が公私連携型保育所に移行しました。

・学童クラブの入会保留児童対策

後期基本計画に位置付けた3箇所の施設整備に向け、候補地の選定を行いました。児童の受入れ増の対応として、第二小学校地域では、ユーフォーの一時的な学校の空き教室への移転を活用した児童の受入れ体制づくりをしたほか、布田小学校での空き教室の活用、緊急対応として既存学童クラブでの定員を超える受入れに向け、調整準備を進めました。

施設整備以外の入会保留児童対策としては、ユーフォーでの出欠席確認を実施したほか、定員に空きのある学童クラブや小学校内のスペースを活用した夏季限定の受入れを行いました。

・既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブの整備

平成30年度からの繰越事業として整備を進めていた建物が令和2年1月に竣工し、4月の児童受入れに向けた開設準備を行いました。車両送迎の実施に向けた検証及び開始に向け事業者等と調整を行いました。また、施設概要については、関係機関に周知を図るとともに、令和2年度学童クラブ入会申込に向けた保護者向けの説明会を実施しました。

・児童館の在り方、運営形態に関する検討

行革プラン2019に基づき、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に添った、調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針を策定しました。

・困難を抱える子ども・若者への支援

調布市社会福祉協議会に委託して実施している調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」を継続実施し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者、その家族に対する相談による支援のほか、居場所の提供を行いました。

また、平成29年11月に設置した子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」を計3回開催するとともに、協議会主催の合同相談会及び講演会を開催しました。

◆前年度の主要な事務事業の取組状況等

事業の名称と取組内容	達成状況・課題等
<p>1 待機児童対策の推進（子ども政策課） 決算見込額：6億4275万円<基本計画事業 行革P その他> 認可保育園1園,小規模保育施設の認可保育園への移行1箇所の整備により103人の定員拡大を実施しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育定員拡大 認可保育園新設1園
<p>2 子ども・若者基金の活用（子ども政策課・子ども家庭課・児童青少年課） 決算見込額：1022万円 <基本計画事業 行革P その他> 子ども・若者基金を活用して、困難を有する子ども・若者への支援を中心とした子ども施策への支援を実施しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て団体等へ活動費の助成 ・養護施設退所者への就学支援 ・芸術文化・スポーツ活動支援 ・ひとり親家庭支援 ・その他子ども施策への支援
<p>3 乳幼児・義務教育就学児医療費助成事業（子ども家庭課） 決算見込額：9億2760万円<基本計画事業 行革P その他> 乳幼児及び義務教育就学児を養育している方に対し、乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児及び義務教育就学児の健康の保持と健やかな育成や子育て家庭の経済的支援を行いました。</p> <p>【助成対象者】 市内に住所を有し、国民健康保険又は社会保険に加入している児童を養育している者</p> <p>【利用者負担額】 ※保険診療外の医療費については、助成対象外 乳幼児 無料 義務教育就学児 市民税非課税世帯 無料 上記世帯以外 通院1回につき上限200円 入院、調剤は無料</p> <p>【所得制限】（所得制限額は児童手当制度準拠） 乳幼児医療費助成 なし 義務教育就学児 小学校1年生から小学校6年生まで なし 中学校1年生から中学校3年生まで あり （令和元年10月から拡充） 小学校4年生から小学校6年生まで所得制限撤廃</p>	<p>（令和元年度末時点） 乳幼児医療費助成 対象児童数 1万4126人</p> <p>（令和元年度末時点） 義務教育就学児医療費助成 対象児童数 1万4789人</p>
<p>4 児童手当支給事業（子ども家庭課） 決算見込額：33億9070万円 <推進P 行革P その他> 児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促すよう子育て家庭へ、円滑かつ確実に支給することにより経済的支援を行いました。</p> <p>【支給額（児童1人につき月額）】 3歳未満：1万5000円 3歳～小学校修了前：第1子、第2子1万円/第3子以降：1万5000円 中学生：1万円 所得制限超過者：5000円</p> <p>【対象世帯】 0歳から中学校修了までの児童を養育している世帯 【支給月】 6月、10月、2月</p>	<p>（令和元年度末時点） 支給対象児童数 約2万8600人</p>

<p>5 ひとり親家庭の子ども学習・相談支援事業（子ども家庭課） 決算見込額：2137万円 <基本計画事業 行革P その他> 子どもの貧困対策として、子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し、ひとり親家庭の親や子どもに対して、学習支援や相談支援を行いました。</p>	<p>(令和元年度末) 学習支援対象児童数 登録94人 (述べ利用回数1709回)</p>
<p>6 学童クラブ運営（児童青少年課） 決算見込額：10億5334万4000円 <基本計画事業 行革P その他> 「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切な運営を行うとともに、ユーフォーとの交流事業を実施するなど、両事業の連携を推進しました。</p>	
<p>7 学童クラブとユーフォーにおける運営方法の検証・児童館のあり方検討（児童青少年課） 決算見込額：107万8000円 <基本計画事業 行革P その他> 事業運営を民間委託した学童クラブとユーフォーの運営状況を検証するため、利用者アンケートを実施し、その結果を各施設にフィードバックしました。 また、行革プラン2015に基づく取組として、「児童館の在り方・運営形態に関する検討会」を設置し、児童館の在り方や運営形態等について多角的な視点から検討を行いました。</p>	
<p>8 学童クラブ施設の整備（児童青少年課） 決算見込額：1億4559万9000円 <基本計画事業 行革P その他> ゆずのき学童クラブ（石原小学校地域）については、平成30年度からの繰越事業の建物工事が完了し、開設に向けた準備を行いました。また、第二小学校地域では、ユーフォーの一時的な学校の空き教室への移転を活用した受入れ増に対する準備を行いました。</p>	<p>【石原小学校地域】 ・ゆずのき学童クラブ 定員 40人 (うち知的10人, 身体5人) 在籍児童数 21人 (うち知的4人)</p>
<p>9 子ども・若者の支援（児童青少年課） 決算見込額：2243万4000円 <基本計画事業 行革P その他> 不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者を対象に自立に向けた支援を行うため、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を社会福祉協議会に委託し、相談による支援や、子ども・若者の居場所の提供による支援を継続しました。 また、平成29年11月に設置した「子ども・若者支援地域協議会」を計3回開催したほか、居場所事業への補助を実施しました。</p>	
<p>10 ユーフォー（放課後子供教室事業）の実施（児童青少年課） 決算見込額：2億5492万9000円<基本計画事業 行革P その他> すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」及び「調布市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様な放課後の居場所の提供を行いました。 また、新たに導入する入退室管理システムについて、令和2年度からの本格実施に向けた準備を行いました。</p>	